

【第2号議案】

JIIA-GM-19-021

一般社団法人 日本インダストリアルイメージング協会
定款改訂の件

現 行 定 款		改 定 案		備考
第 2 章 会 員		第 2 章 会 員		
(正会員)		(正会員)		
第6条	正会員は、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする株式会社その他の法人（日本国以外の国の法律を設立準拠法とするものを含む。以下同じ。）であって、日本国内外において産業用画像関連分野に従事する者でなければならない	第6条	（現行のとおり）	文言修正
2	正会員は、社員総会の決議において各一個の議決権を有する。	2	（現行のとおり）	
3	正会員は、前第 2 項の議決権及びその他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める権利のほか、理事候補者、監事候補者及び特別会員候補者を推薦する権利及び理事会が別途設置する各委員会及び分科会に参画する権利を有する。	3	正会員は、前第 2 項の議決権及びその他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める権利のほか、理事候補者、監事候補者及び特別会員候補者を推薦する権利及び 理事会が別途設置する各委員会及び分科会 に参画する権利を有する。	
(賛助会員)		(賛助会員)		
第7条	賛助会員は、本会の目的に賛同する株式会社その他の法人であって、日本国内外において産業用画像関連分野に従事する者でなければならない。 法人（日本国以外の国の法律を設立準拠法とするものを含む。以下同	第7条	（現行のとおり）	賛助会員も委員会に参画できる。
2	賛助会員は、社員総会の決議において議決権を有さない。	2	（現行のとおり）	
3	賛助会員は、各委員会の運営する分科会に参画する権利を有する。	3	賛助会員は、 委員会及び委員会の運営する 分科会に参画する権利を有する。	
(特別会員)		(特別会員)		
第8条	特別会員は、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする株式会社その他の法人もしくは個人であって、産業用画像関連分野に経験と知見を有する者として正会員が推薦する者でなければならない。	第8条	特別会員は、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする 株式会社その他の法人もしくは個人 であって、産業用画像関連分野に経験と知見を有する者として正会員が推薦する者でなければならない。	個人に限定する。

2	特別会員は、社員総会の決議において議決権を有さない。	2	(現行のとおり)	
3	特別会員は、各委員会の分科会にオブザーバーとして参加する権利を有する。	3	(現行のとおり)	

第4章 理事会及び理事

第4章 理事会及び理事

(代表理事及び会長、副会長)		(代表理事及び会長、副会長)		
第26条	本会には、1名の会長および3名以内の副会長をおき、理事会の決議によりこれを定める。	第26条	(現行のとおり)	文言修正
2	本会には2名以内の代表理事をおき、会長は法人法上の代表理事となる。また、副会長の中から1名を代表理事として、理事会で制定することができる。	2	本会には2名以内の代表理事をおき、会長は法人法上の代表理事となる。また、副会長の中から1名を代表理事として、理事会で 制定選定 することができる。	
3	代表理事は、本会を代表し、本会の業務を統括する。	3	(現行のとおり)	
4	副会長は、会長を補佐して、本会の業務を掌理する。	4	(現行のとおり)	

第5章 監事

第5章 監事

(資格及び推薦)		(理事会の設置)		
第34条	監事は、本会の正会員の中から選任する。但し、必要があり相当と認められるときは、1名を限度として正会員の推薦を受けた正会員以外の者から選任することを妨げない。なお、理事、各委員会の委員長及び事務局員(本会の使用人)は監事となることができない。	第34条	監事は、本会の正会員の中から選任する。但し、必要があり相当と認められるときは、 1名を限度として 正会員の推薦を受けた正会員以外の者から選任することを妨げない。なお、理事、委員会の委員長及び事務局員(本会の使用人)は監事となることができない。	正会員以外からの選任の人数を制限しない。
2	正会員は、自薦を含め、監事の候補者1名を推薦することができる。正会員の中からの候補者は、正会員の取締役、相談役、顧問等の関係者、業務執行を担当する役職者または支配人、もしくはその他の使用人でなければならない。	2	(現行のとおり)	

第7章 委員会・分科会

第7章 委員会・分科会

(委員会の委員)		(委員会の委員)		
第48条	委員会の委員は、第6条1項に定める資格を充たす正会員でなければならない。	第48条	委員会の委員は、第6条1項に定める資格を充たす正会員 または第7条1項に定める資格を充たす賛助会員 でなければならない。	賛助会員も委員となれる。
2	委員会の委員は、理事会に対して、各委員会ごとに別に定める定数内の委員長候補を推薦することができる。	2	(現行のとおり)	

3	委員会の委員長及び委員の定数、任命、任期、交代及び解任その他の詳細は、別に定める理事会の規則による。	3	委員会の委員長及び委員の定数、任命、任期、交代及び解任その他の詳細は、別に定める 理事会の規則細則 による。	文言修正
4	委員会の委員は、無報酬とする。但し、委員が委員会の活動において本会より委託を受けた業務につき本会にその対価を請求することを妨げるものではない。請求の手続きその他詳細は別に理事会が定める規則による	4	(現行のとおり)	

(分科会)		(分科会)		
第49条	委員会は、その下部組織として理事会の承認を得て分科会を設置することができる。	第49条	(現行のとおり)	賛助会員も主査となれる。 細則で規定された条件により採決権が付与される。
2	分科会には、理事会で承認を得た正会員である1名の主査を置く。	2	分科会には、理事会で承認を得た正会員 または賛助会員 である1名の主査を置く。	
3	正会員及び賛助会員は、等しく分科会に参画することが出来、全ての会員が各一個の採決権を有する。	3	正会員及び賛助会員は、等しく分科会に参画することが出来、 全ての会員が各一個の採決権を有する。別に定める細則で定められた条件に従って採決権が付与される。	
4	特別会員は、分科会に参加する権利を有するが、採決権は有しないものとする。	4	(現行のとおり)	
5	その他理事会の承認により、正会員、賛助会員及び特別会員以外のものも分科会に参加することができる。この場合、参加する株式会社その他の法人の各一個の採決権は理事会の承認により付与することができる。	5	その他 理事会の承認により、正会員、賛助会員及び特別会員以外のものも分科会に参加することができる。この場合、参加する株式会社その他の法人の各一個の採決権は理事会の承認により付与することができる。	文言修正
6	分科会の主査は、その活動経過、決定事項及び実施状況について、理事会及び当該上部委員会に報告しなければならない。	6	(現行のとおり)	
7	その他、分科会の組織及び運営に関して必要な事項については、理事会の決議により別に運営細則でこれを定める。	7	その他、分科会の組織及び運営に関して必要な事項については、 理事会の決議により別に運営細則 でこれを定める。	文言修正

(顧問及び相談役)		(顧問及び相談役)		
第62条	本会に、若干名の顧問及び相談役を置くことができる。	第62条	(現行のとおり)	
2	顧問及び相談役は、本会の運営にあたり、高度で専門的な見地から指導、活動が出来得ると認められる者のうちから、理事会の決議により、代表理事が委嘱する。	2	(現行のとおり)	

3	顧問は、代表理事、副代表理事の諮問を受け、意見を述べるとともに、理事会より託された業務を遂行する。顧問は、社員総会、理事会その他の本会が開催する会議に出席して意見を述べることができる。	3	顧問は、 代表理事、副代表理事理事会 の諮問を受け、意見を述べるとともに、理事会より託された業務を遂行する。顧問は、社員総会、理事会その他の本会が開催する会議に出席して意見を述べることができる。	諮問の依頼元は理事会 相談の依頼元は理事会
4	相談役は、代表理事、副代表理事の相談に応じ、理事会より諮問された事項について参考意見を述べる。相談役は、社員総会、理事会その他の本会が開催する会議に出席して意見を述べることができる。	4	相談役は、 代表理事、副代表理事理事会 の相談に応じ、理事会より諮問された事項について参考意見を述べる。相談役は、社員総会、理事会その他の本会が開催する会議に出席して意見を述べることができる。	
5	顧問及び相談役の任期は、就任後 1 年以内の事業年度の定時総会までとする。但し、再任を妨げない。	5	(現行のとおり)	
6	顧問及び相談役は、無報酬とする。	6	(現行のとおり)	
7	顧問及び相談役は、理事会の決議により解任することができる。	7	(現行のとおり)	